

五戸町薬剤師修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、将来において五戸町が開設する病院（以下「総合病院」という。）の薬剤師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、総合病院における薬剤師の確保を図ることを目的とする。

(貸付けの対象)

第2条 修学資金は、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第15条第1号の規定に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）の薬学部に在学し、又は入学が決定している者とする。

- 2 他制度により医療機関及び調剤薬局等において、業務に従事することにより返還を免除されている修学資金その他これに類する資金の貸付けを受けている者、又は貸付けを受けることが決定している者は、貸付けの対象としない。
- 3 貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(貸付金額等)

第3条 修学資金の貸付金額は、月額10万円以内で町長が別に定める額とする。

- 2 修学資金は、無利子とする。

(貸付期間)

第4条 修学資金は、大学の正規の修学期間のうち、12月以上72月を限度とする。

(貸付方法)

第5条 修学資金は、毎月本人に貸し付けするものとする。ただし、決定日の属する月分は、翌月分に併せて貸し付けができるものとする。

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、当該貸付けに関する債務について、2人の連帯保証人を立てなければならない。

(契約の解除等)

第7条 町長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。

- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
 - (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 修学資金は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの分については、貸付けしない。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸付けされたものとみなす。
- 3 町長は、修学生が正当な理由がなく第13条の規定による学業成績表の提出をしなかったときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第8条 修学資金は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して6月を経過した日の属する月から、修学資金の貸付けを受けた期間（前条第2項前段の規定により修学資金が貸し付けされなかつた期間を除く。以下同じ。）の2分の1に相当する期間内に、返還しなければならない。ただし、町長は、特別の理由があると認めるときは、別に期限を定めて、返還させることができる。

- (1) 契約を解除されたとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 大学を卒業した後、薬剤師とならなかつたとき。
 - (4) 総合病院に薬剤師として勤務できなくなつたとき。
- 2 前項本文ただし書きの規定による返還は、月賦の均等払によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

(返還債務の履行猶予)

第9条 修学資金の返還債務は、借受者が総合病院に薬剤師として勤務している場合には、その履行を猶予する。

- 2 前項に規定する場合を除き、町長は、災害、疾病その他やむを得ない理由があると認めるときは、その理由が継続する期間に限つて、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

(返還債務の免除)

第10条 借受者が総合病院に薬剤師として勤務した場合において、当該勤務した期間（当該期間中の休職、停職又は育児休業の期間を除く。）が修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間に達したときは、修学資金の返還債務の全部を免除する。

2 借受者が総合病院に薬剤師として勤務した後、前項の期間を在職せず退職した場合、当該勤務期間を修学資金の貸付けを受けた期間で除した数値に貸付けを受けた修学資金の2分の1の額を乗じた額の修学資金の返還債務を免除する。

（返還債務の裁量免除）

第11条 前条に規定する場合を除き、町長は、次に掲げる理由が生じたときは、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

（1）借受者が総合病院に薬剤師として勤務している期間中の業務に起因して死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

（2）修学資金の返還をすべき者が、心身の故障その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが特に困難であると認められるとき。

（延滞利息）

第12条 借受者が、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、規則に定めるところにより、延滞利息を徴収するものとする。

（学業成績表の提出）

第13条 修学生は、規則で定めるところにより、学業成績表を町長に提出しなければならない。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。